

## 中小企業防災・減災投資促進税制(法人税)

久住 透 相談部 東京相談室

令和元年度(平成31年度)の税制改正において、中小企業が事業継続力強化のための計画を策定して一定の認定を受け、その計画に基づいて防災・減災のための一定の設備投資を行った場合の税務上の優遇制度として、「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設されました。

今回は、同税制について、前提となる事業継続力強化計画等の概要、対象となる設備等の種類などの主な要件、適用を受けるための手続きの概要を解説します。

### 1. 制度の概要

法人税における「中小企業防災・減災投資促進税制」(特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)とは、青色申告書を提出する中小企業者等(注)で、中小企業等経営強化法の一定の認定を受けた同法に規定する中小企業者に該当するものが、改正中小企業等経営強化法の施行の日(令和元年7月16日)から令和3年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画等に記載された特定事業継続力強化設備等で、その製作等の後、事業の用に供されたことのないものを取得等して事業の用に供した場合、その事業年度にその取得価額の20%の特別償却ができる制度(以下、「本制度」という)です。

注：資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(次の①、②の法人は除く)などをいいます。

①発行済株式総数等の2分の1以上が同一の大規模法人(資本金の額または出資金の額が1億円超の法人などの一定の法人。以下同)に所有されている法人

②上記①のほか、発行済株式総数等の3分の2以上が複数の大規模法人に所有されている法人

- ・平成31年4月1日以後に開始する事業年度については、その事業年度開始の日前3年間に終了した各事業年度の所得の平均が年15億円を超える一定の法人(適用除外事業者)は本制度の対象外です。
- ・特別償却の限度額まで償却費を計上しなかった場合は、その償却不足額は1年間繰り越すことができます。
- ・ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外リース取引によるものについては、本制度の対象外です。オペレーティングリース取引によるものについても本制度の対象外です。
- ・特定事業継続力強化設備等について「事業の用に供した」時とは、事業の用に供している事務所や工場等に、特定事業継続力強化設備等をその目的に応じて設置した時点と考えられます。

## 2. 事業継続力強化計画等の認定

### [1] 事業継続力強化計画等とは

事業継続力強化計画等（注）とは、中小企業等経営強化法に規定された中小企業者が行う防災・減災の事前対策に関する一定の計画で、策定した事業継続力強化計画等は経済産業大臣（経済産業局）に申請して認定を受けることができます。

注：本資料では、単独の企業で策定・申請する「事業継続力強化計画」と、複数の企業が連携して策定・申請する「連携事業継続力強化計画」を合わせて「事業継続力強化計画等」としてはいますが、以下では単独の企業で策定・申請する「事業継続力強化計画」を中心に解説します。

事業継続力強化計画等の認定を受けることは、本制度を適用する場合の要件の1つですが、この認定を受けた中小企業者は、本制度のほかに「低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援」「一定の補助金の優先採択」などの支援策の対象にもなります。なお、実際にこれらの支援策の適用を受けるためには、それぞれの支援策についての個別の要件も満たせるよう留意が必要です。

### [2] 事業継続力強化計画の主な記載項目

中小企業庁が公表している「一中小企業等経営強化法一事業継続力強化計画策定の手引き」（以下、「手引き」という）によると、主な記載項目は以下の通りです。なお、事業継続力強化計画は本制度の適用を受けるためだけのものではありませんが、本制度の適用を受ける場合は、下記「(2) 事業継続力強化の内容」の「事業継続力強化に資する対策および取り組み」における「②事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」にどのような目的で具体的にどのような設備を導入するかを記載します。また、「事業継続力強化設備等の種類」には設備の名称や所在地等を、「(4) 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額およびその調達方法」には使途や資金調達方法を記載する必要があります。

#### (1) 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	—
事業継続力強化に取り組む目的	災害時に、自社はどう行動していくか (例：従業員や顧客の人命を守り、地域社会の安全に貢献するなど)
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	ハザードマップなどを確認し、事業活動に影響を与える可能性が高い1つ以上の自然災害を想定 (例：地震の震度の予想、浸水の深さの予想など)
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	人員、建物・設備、資金繰り、情報などについて検討 (例：設備落下・転倒による負傷、帰宅・出社困難、在庫・機器損傷、停電による設備停止、運転資金の不足、顧客・財務などのデータ消失など)

(2) 事業継続力強化の内容

自然災害等が発生した場合における対応手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命の安全確保（例：従業員の避難、従業員の安否確認など）</li> <li>・非常時の緊急時体制の構築（例：災害対策本部の立ち上げなど）</li> <li>・被害状況の把握・被害情報の共有（例：被災状況や生産・出荷活動への影響確認、関係者への報告など）</li> </ul>
事業継続力強化に資する対策および取り組み	<p>①～④のうち、1項目以上について、現在の取り組みと今後の計画を記載</p> <p>①自然災害等が発生した場合における人人体制の整備（例：緊急参集担当の任命、社員の多能化など）</p> <p>②事業継続力強化に資する設備、機器および装置の導入……<u>本制度の適用を受ける場合は記載が必要</u> （例：水害を想定した止水板、停電を想定した自家発電設備など）</p> <p>③事業活動を継続するための資金の調達手段の確保（例：災害に係る保険、緊急融資など）</p> <p>④事業活動を継続するための重要情報の保護（例：顧客・財務などのデータのバックアップ、バックアップ媒体の遠隔地保管など）</p>
事業継続力強化設備等の種類	<u>本制度の適用を受ける場合は記載が必要</u>
事業継続力強化の実施に協力する者の名称など	該当する者がいる場合のみ
平時の推進体制の整備、訓練および教育の実施、その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取り組み	（例：経営層の指揮下での平時の取組推進体制の整備、年1回以上の訓練・教育、年1回以上の事業継続に向けた取組内容の見直し）

(3) 実施時期

実施時期は3年以内

(4) 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額およびその調達方法

本制度の適用を受ける場合は記載が必要

### 3. 対象となる設備等(特定事業継続力強化設備等)

- ・本制度の対象となる設備等（特定事業継続力強化設備等）は、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する一定の設備で、経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画等に記載され、計画における目標の達成に真に必要で、その数量が適切かつ計画内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けたものです。対象となる設備等の種類等は次ページ表の通りです。

種類 (カッコ内は1台または1基などの取得価額要件)	対象となるものの用途または細目 (「手引き」および財務省パンフレット「平成31年度税制改正(平成31年4月)」より)
機械装置(100万円以上)(注)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ
器具備品(30万円以上)	すべての設備 (例: データバックアップシステム、衛星電話、照明器具)
建物附属設備(60万円以上) (注)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター

注: 右欄に記載されている各設備等と同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。

■対象となる設備等(特定事業継続力強化設備等)についての主な留意点など

- ① 1台または1基などの取得価額要件は、消費税について税込み経理ならば税込み価額で、税抜き経理ならば税抜き価額で判定します。
- ② 消防法および建築基準法に基づき設置が義務付けられている設備、中古の設備は対象外です。
- ③ 本制度と他の優遇税制との選択には留意が必要です。例えば、中小企業投資促進税制は特別償却の率(30%)が本制度より高いなど、本制度と比べて有利ですが、機械装置の1台または1基の取得価額要件は160万円以上です。そこで一般的には、取得価額要件以外は本制度と中小企業投資促進税制の両方の要件を満たす機械装置については、1台または1基の取得価額が160万円以上ならば中小企業投資促進税制を適用し、100万円以上160万円未満ならば本制度を適用することになるでしょう。なお、中小企業投資促進税制は器具備品、建物附属設備については適用できません。
- ④ 国または地方公共団体の補助金などの交付を受けて取得等した設備等も、本制度の対象となります。ただし、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた場合は、1台または1基などの取得価額要件は圧縮後の価額(積立金方式の場合は補助金などの額を差し引いた価額)で判定され、また、補助金などの要件として本制度との併用を制限している場合があるので注意が必要です。

## 4. 適用を受けるための手続きの整理

手続きは概ね以下の順序で進めます。ただし、「事業継続力強化計画等の認定」の前に、次の「対象となる設備等の取得等」をした場合は、本制度の対象外となるので注意が必要です。

手続き	留意点など
本制度の利用を検討/ 事前確認・準備	本制度の要件を事前に確認するとともに、中小企業投資促進税制など、他の特別償却・税額控除に係る優遇税制の要件も満たす場合は、どちらの制度の適用を受けるかも含めて検討します。

事業継続力強化計画等の策定	「手引き」などを参照しながら所定の認定申請書の様式で策定します（＜参考資料＞①を参照）。防災・減災にどのように取り組めばよいか疑問がある場合は、例えば企業の防災対策の支援を行っている商工会や商工会議所に相談してみるのも1つの方法でしょう。
事業継続力強化計画等の申請	認定申請書に一定の書類などを添付して所轄の経済産業局に申請します。申請方法は通常は郵送です。都道府県庁や市区町村役場では受け付けていません。
事業継続力強化計画等の認定	「手引き」によると、申請から認定までの標準処理期間は45日ですが、手続が長期化することもあり得るので、余裕を持った申請が勧められています。認定を受けると経済産業局から認定通知書と認定申請書の写しが交付されるので保管しておきます。
事業継続力強化計画等の取り組みの実行／対象となる設備等の取得など／法人税の申告	事業継続力強化計画等による取り組みの実行として、本制度の対象となる設備等を取得等して事業の用に供します。本制度の適用を受ける場合は、法人税の確定申告書等に特定事業継続力強化設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付が必要です。

## ＜参考資料＞

- ①中小企業庁「事業継続力強化計画」（「手引き」や認定申請書の様式など）  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>
- ②国税庁「令和元年度 法人税関係法令の改正の概要」（「第1編 法人税法等に関する改正」の「I 減価償却又は税額の計算に関する改正」の「3 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設」が本制度の解説です）  
[http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei\\_gaiyo2019/01.htm](http://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2019/01.htm)
- ③財務省「令和元年度 税制改正の解説 租税特別措置法等（法人税関係）の改正」（「第二 特別償却関係」の「三 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度（創設）」が本制度の解説です）  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2019/explanation/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/explanation/index.html)

内容は2019年12月27日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。